

入札参加の皆様へ（お知らせ）

一般競争入札における競り下げ方式 の実施について

本学では、これまで競り下げ方式による入札を試行実施してきましたが、下記のとおり本格実施を開始します。

競り下げ方式の詳細につきましては、次頁の「一般競争入札における競り下げ方式について」をご覧ください、ご不明な点は契約担当職員までお問い合わせ下さい。

記

◎対象案件

一般競争の調達案件で、入札公告に「競り下げ方式」による旨を表示しているものとします。

◎開始日

平成28年 8月19日以降、入札公告するものから実施します。

平成28年 8月19日

国立大学法人弘前大学

【一般競争入札における競り下げ方式について】

◆1 対象とする案件

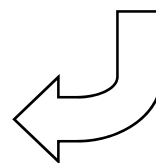
一般競争の入札案件。
(対象案件は、入札公告に「競り下げ方式」の表示をしています。)

◆2 競り下げ方式とは？

予定価格以下の入札があったとき、入札を執行する者(大学職員)が当該入札参加者全員に予定価格以下になったこと及びその最低入札価格を公表した上で、競り下げへの移行を宣言し、さらに低価格による入札を呼びかけるものです。

※競り下げ方式のイメージ図につきましては4頁をご参照下さい。

○一般競争契約の入札において予定価格に達しなかったときは、随意契約又は再度公告入札のいずれかの手続きに移行します。



◆3 落札者の決定方法

競り下げ方式移行後、入札がなくなった時点で、最低入札価格を提示した者を落札者とし、入札を終了します。

◆4 競り下げ方式入札のルール

(1) 入札回数

競り下げ方式移行後の入札回数については、制限はありません。
さらに低価格による入札希望を呼びかけ、入札がなくなるまで行います。

(2) 次の入札までの考慮時間

考慮時間に制限は設けませんが、入札希望の有無を呼びかけた後、なるべく速かに入札をして下さい。

(3) 入札室からの退室について

一般の入札において途中辞退した入札参加者は、競り下げ方式による入札に参加できないので退室願います。

また、競り下げ方式による入札への移行後に競争の相手方よりも低い金額を入札する意志がない場合(辞退する場合)は、退室していただきます。

◆5 その他

(1) 競り下げ方式移行後の「入札書」については、従来のものと変わりありません。

(2) 競り下げ方式の入札時に最終的に相譲らず、複数の応札者が同一金額を入札した場合の取扱は、くじによる決定となります。

(3) その他、本書に記載のない事項の取扱につきましては、「入札説明書」の定めによります。

☆本件に対するお問い合わせ先☆

国立大学法人弘前大学
財務部契約課契約グループ
医学部附属病院経理調達課
経理調達グループ

TEL 0172-39-3094

TEL 0172-39-5197

競り下げ方式の入札イメージ図

